

上場会社監査事務所登録名簿等のご利用に当たって

1. 上場会社監査事務所登録制度について

- (1) 上場会社監査事務所登録制度は、登録されている監査事務所における個々の上場会社に対する監査意見の妥当性を保証するものではありません。

上場会社監査事務所登録制度は、登録されている監査事務所の品質管理のシステムが一定水準以上にあることを、品質管理レビュー実施時点に確認したことを開示するもので、個々の監査業務の監査意見の妥当性を保証する制度ではありません。品質管理レビューは、監査事務所の監査の品質管理のシステムの整備・運用状況をチェックする制度であり、チェックに当たってはいくつかの個別監査業務をサンプリング抽出し、監査意見の形成過程の妥当性を品質管理の観点から検討してはおりますが、その結果、相当の不備はないという結論が出たとしても、このことをもって、サンプル抽出した個別監査業務又は監査事務所の全ての個別監査業務の監査意見が妥当であるということを保証するものではありません。

- (2) 名簿とともに開示される誓約書、監査事務所の概要及び品質管理システムの概要は、各監査事務所が自己の責任の下に作成し、提出したものをそのまま掲載しております。

開示内容につきましては、当協会（又は品質管理委員会）が保証を与えるものではありません。誓約書は、登録事務所の義務の履行を本会に誓約するためのものとして提出を求めています。

- (3) 既に上場している会社又は新規上場申請会社は、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けるものとされています。

当協会は、上場会社と監査契約を締結するには、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に予め登録することを監査事務所に求めています。なお、上場会社と契約予定の監査事務所が、新たに登録を申請してから準登録事務所名簿へ登録されるまでは、一定の期間を要することとなりますので、監査契約の締結の際にはご留意ください。

また、証券取引所は、上場会社については、上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている監査事務所の監査を受けることを求めており、新規上場会社については、上場会社監査事務所名簿に登録されている監査事務所又は準登録事務所名簿のうち品質管理レビュー実施済監査事務所の監査を受けることを求めております。

2. 名簿ご利用の際の留意事項

項目「事務所名称」

「事務所名称」をクリックすると「上場会社監査事務所の概要」又は「準登録事務所の概要」が表示され、該当監査事務所の所在地、社員数等の監査事務所の概要が表示されます。

項目「誓約書」

「誓約書」をクリックすると、該当する監査事務所から提出された誓約書の内容が表示されます。

項目「品質管理概要」

「品質管理概要」をクリックすると、該当する監査事務所の品質管理システムの概要が表示されます。

項目「説明書類」

「説明書類」をクリックすると、該当する監査事務所の公認会計士法第 28 条の 4 第 1 項又は第 34 条の 16 の 3 第 1 項に規定する説明書類が表示されます。

項目「品質管理レビュー実施状況」

直近に実施した通常レビュー、フォローアップ・レビュー及び再フォローアップ・レビューの最近 3 年間（3 年度）の状況（品質管理レビュー報告書又はフォローアップ・レビュー報告書発行の年・月）を表示しています。上段（1 段目）から順に最近年・月を表示しています、例えば、一段目今期「再フォロー」、1 年前「フォロー」、2 年前「レビュー」という表示になっています。フォローアップ・レビューを行う必要のなかった年度では「該当なし」と表示されています。「品質管理レビュー実施前監査事務所」として準登録事務所名簿に登録されている監査事務所については、「品質管理レビュー実施状況」の記載はありません。

項目「措置 懲戒等」 「あり」

品質管理レビューを通じて、監査の品質管理の状況等について、一定の問題があると認められた場合には、次の 3 種類の措置を講じることになります。

1. 注意
2. 嚴重注意
3. 監査事務所が実施する監査業務の辞退勧告

登録事務所に対して上記の措置を決定したときは、上場会社監査事務所名簿及び準登録

事務所名簿への登録に関する次の措置内容等についても決定することになります。以下の措置のうち1の決定の効力が生じたときは、「措置 懲戒等」に「あり」と表示されます。「あり」をクリックすると限定事項等の概要が表示されます。また、以下の措置のうち2の決定の効力が生じたときは、上場会社監査事務所名簿から抹消され、抹消リストへ措置の概要が記載されます。準登録事務所の場合は、準登録事務所名簿から抹消されます。

1. 品質管理の状況のレビューによる限定事項等の概要の開示
2. 上場会社監査事務所名簿への登録の取消し並びにその旨及びその理由の開示
準登録事務所名簿への登録の取消し

項目「措置 懲戒等」 「あり」

監査事務所が、行政による懲戒処分、公認会計士・監査審査会からの勧告、協会会則上の懲戒処分を受けた場合、一定期間、その旨を開示します。開示されている場合は、「あり」と表示されます。「あり」をクリックすると、その概要が表示されます。

(以下の項目は準登録事務所名簿ご利用の際の留意事項です。)

項目「その他」 「社員情報」

準登録事務所名簿に登録されている監査事務所については、社員等(注)の監査の実績が開示されます。「社員情報」をクリックすると社員情報画面が表示されますので、社員等の個人名をクリックすると「社員等の監査実績データベース」が開示され、EDINETにより開示されている直近5年間の有価証券報告書(ただし、有価証券報告書提出時に上場していたものに限定)に含まれる監査報告書に基づき、被監査会社名、監査報告書の日付、その当時所属していた監査事務所名が表示されます。

(注) 社員等とは、監査法人の社員、個人事務所又は公認会計士共同事務所の構成員で監査責任者となる公認会計士をいう。

項目「その他」 「過去の措置等」

上場会社監査事務所名簿、準登録事務所名簿に登録されていた監査事務所が、契約の解除を原因として上場会社監査事務所部会の登録抹消となった後、短期間で再び上場会社と契約予定となり「品質管理レビュー実施前監査事務所」として準登録事務所名簿に再度登録された場合の開示です。(登録が抹消となる)直前の品質管理レビューの結果、登録に関する措置が講じられていた場合には、再登録後の準登録事務所名簿において過去の措置の概要等が表示されます(ただし、当初の措置がなされてから1年を経過したのものについては開示していません。)

以 上